

第1号議案

蒲郡市職員の給与に関する条例の一部改正について

蒲郡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成26年2月21日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

55歳を超える職員の昇給の基準を見直すため提案する。

蒲郡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市職員の給与に関する条例（昭和36年蒲郡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「職員を」を「職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を」に、「同項」を「前項」に改め、同条第5項中「に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」を「の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市長が規則で定める基準に従い決定するもの」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。